

# なんでも ご相談 下さい

## 地域包括支援センターでは 主にこんな仕事をしています！

### ①総合相談業務

- 「どこに相談するのがわからない」といった悩みも、まずはご相談ください。問題に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。
- 介護保険制度についての疑問・申請方法・サービス内容等について公正な立場で相談に応じます。



### ②介護予防ケアマネジメント業務

- 「事業対象者」、「要支援 1・2 と認定された人」や「介護が必要となる恐れの高い人」などに対して、その対象者にあった介護予防プランを作成し、介護保険サービスや田辺市が行う介護予防・日常生活支援事業などが総合的に利用できるように調整します。



### ③権利擁護業務

- 頼れる家族等がおらず、自らのお金の管理や契約に関することに不安を感じる場合は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を利用できるように支援します。
- 高齢者虐待や消費者被害などの相談に対応することで高齢者の権利を守ることに努めます。



### ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 高齢者の皆さんを直接支援する他にも、日頃皆さんを支えている地域の介護支援専門員や在宅介護支援センターが円滑に仕事ができるよう支援を行います。
- 高齢者の皆さんが暮らしやすい地域になるように様々な関係機関とのネットワーク作りに努めます。



### その他

- 生活支援体制整備事業により配置される生活支援コーディネーターの活動等に協力し地域における支えあいの体制づくりを支援します。
- 認知症になっても本人の意思が尊重されることができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために認知症の人やその家族に関わり支援を行います。また、認知症の人の早期診断・早期対応に向けた支援体制作りに努めます。
- 医療と介護の連携をはかり、関係機関とのネットワーク作りに努めます。